

ご来庁の際は、蒲原支所1階【手続きサポート窓口】へ4時までにお越しください

～ご遺族の負担を軽減できるよう、必要書類を一括で作成するなど、ひとつの窓口でまとめてサポートします～□

受付時間：午前9時～12時、午後1時～4時
所要時間：1時間程度

死亡届提出後に必要な手続き

令和7年2月 蒲原市民センター版

担当	窓口	申請が必要な場合	申請方法など	処理確認
1 階 清水区役所 蒲原支所 税・保険年金係 (税) TEL054- 385-7770	3 番 窓 口 (税)	市・県民税の納税義務者が亡くなった場合(徴収方法が特別徴収・年金特別徴収の場合)	相続人代表者指定届を提出していただきます。 【持ち物】 ・納税通知書(ない場合は亡くなった人の氏名、生年月日、住所がわかるもの) 詳しくは、清水市税事務所 市民税係へお問い合わせください。 (054-354-2072)	
		固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなった場合	相続人代表者指定(変更)届、固定資産現所有者申告書を提出していただきます。 【持ち物】 ・納税通知書 詳しくは、清水市税事務所 土地・家屋係にお問い合わせください。 土地係 (054-354-2080) 家屋係 (054-354-2082)	
			不動産(土地・建物)を管轄している法務局に相続登記の申請が必要です。 詳しくは、下記に直接お問い合わせください。 静岡県司法書士会 (054-289-3704電話無料相談 月～金 14:00～17:00) 静岡地方法務局 (054-254-3555 音声ガイダンス5番) 静岡県土地家屋調査士会 (054-282-0910 土地の境界問題の相談無料・予約制)	
		市税の口座振替の指定口座名義人が亡くなった場合	【持ち物】 ・納税通知書 詳しくは、清水市税事務所 納税係にお問い合わせください。 (054-354-2092)	
		原動機付自転車(125ccまで)の所有者が亡くなり、市内の他の人に譲る場合(名義変更)	【持ち物】 ・「ナンバープレート」 ・「標識交付証明書」 ・窓口に来る方の本人確認書類(「マイナンバーカード」、「運転免許証」等)	
		原動機付自転車(125ccまで)の所有者が亡くなり、廃棄処分する場合(廃車)	【持ち物】 ・「ナンバープレート」 ・「標識交付証明書」 ・窓口に来る方の本人確認書類(「マイナンバーカード」、「運転免許証」等)	
		原動機付自転車(125ccまで)以外の問い合わせについては、下記にお願いします。 バイク(125cc超～)と普通自動車 静岡運輸支局登録・検査担当 (050-5540-2050) 軽三輪・軽四輪車(660ccまで) 軽自動車検査協会静岡事務所 (050-3816-1776)		

ご来庁の際は、蒲原支所1階【手続きサポート窓口】へ4時までにお越しください

～ご遺族の負担を軽減できるよう、必要書類を一括で作成するなど、ひとつの窓口でまとめてサポートします～□

受付時間：午前9時～12時、午後1時～4時
所要時間：1時間程度

死亡届提出後に必要な手続き

令和7年2月 蒲原市民センター版

担当	窓口	申請が必要な場合	申請方法など	処理確認
1 階 清水区役所 蒲原支所 戸籍住民係 Tel054－ 385－7760	1 番 窓 口	亡くなった方が印鑑登録をされている場合	・印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードは死亡により使用できなくなります。 (他の手続きでマイナンバーを使用することもあります。印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードは返却する必要はありません。)	
		亡くなった方が個人番号(マイナンバー)カード・住基カードをお持ちの場合		
		亡くなった方の配偶者が外国籍の方の場合	・地方出入国在留管理局への届出が必要となる場合がありますのでご確認ください。 (名古屋出入国在留管理局静岡出張所 054-653-5571)	
1 階 清水区役所 蒲原支所 税・保険年金係(保険) Tel054－ 385－7780	2 番 窓 口 (保 険)	国民健康保険に加入している人が亡くなった場合	<葬祭費支給申請> 葬祭を行った方が申請してください。 【持ち物】 ・「国民保険証または資格確認書」(亡くなった方) ・「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」※亡くなった方がお持ちの場合のみ ・「葬儀代領収証」または「会葬礼状」 ・「預金通帳」等(葬祭を行った方の口座がわかるもの)	
		国民健康保険に加入している世帯の世帯主が亡くなった場合	<相続人代表届> 相続人代表者または親族が届け出てください。 世帯主が国民健康保険に加入していない場合も手続きが必要です。 【持ち物】 ・「国民保険証または資格確認書」(加入者全員) ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」(お持ちの方) ・「相続人代表者の認印」(スタンプ式は不可) ・「預金通帳」等(相続人代表者の口座がわかるもの)	
		後期高齢者医療制度に加入している人が亡くなった場合	<葬祭費支給申請> 葬祭を行った方が申請してください。 <相続人代表届> 相続人代表者または親族が届け出てください。 【持ち物】 ・「後期高齢者医療保険証または資格確認書」(亡くなった方) ・「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」(お持ちの場合) ・「葬儀代領収証」または「会葬礼状」 ・全部事項証明等(相続関係の確認できる書類) ・「相続人代表者の認印」(スタンプ式は不可) ・「預金通帳」葬祭を行った方、または、相続人代表者の口座がわかるもの	
		「国民年金の受給者」および「国民年金に加入している人」が亡くなった場合	・各年金事務所等で届出を行っていただきます。 <お問い合わせ先> 清水年金事務所 054－353－2233(平日8:30～17:15) 農業者年金 054－221－1483(農業委員会農政係) お電話の際は亡くなった方の基礎年金番号をご準備ください。	

ご来庁の際は、蒲原支所1階【手続きサポート窓口】へ4時までにお越しください

～ご遺族の負担を軽減できるよう、必要書類を一括で作成するなど、ひとつの窓口でまとめてサポートします～□

受付時間：午前9時～12時、午後1時～4時
所要時間：1時間程度

死亡届提出後に必要な手続き

令和7年2月 蒲原市民センター版

担当	窓口	申請が必要な場合	申請方法など	処理確認
1 階 清水福祉事務所 蒲原出張所 福祉係 TEL054－ 385－7790	4 番 窓 口 （ 児 童 ）	児童手当の受給者が亡くなった場合	今後の受給者（子の親等）が届け出てください。 【持ち物】 ・今後の受給者の「預金通帳」 ・今後の受給者の「健康保険証」	
		児童手当の子ども（18歳以下）が亡くなった場合	家族が届け出てください。	
		児童扶養手当の受給資格者または対象児童が亡くなった場合	親族または受給資格者が届け出てください。 【持ち物】 ・「児童扶養手当証書」（お持ちの方） ・詳しくは福祉係へお問い合わせください。（054-385－7790）	
		母子家庭等医療費助成の受給者または対象児童が亡くなった場合	親族または受給者が届け出てください。 【持ち物】 ・「母子家庭等医療費助成金受給者証」	
		子ども医療費助成の受給証を持っている子どもが亡くなった場合	『子ども医療費受給者証』の返還。（郵送可・代理人可） ※「受給者証」の返還のみ。届出は必要ありません。	
		こども園に通園（申込）している児童や父母または同居の家族が亡くなった場合	保護者が届け出てください。 【持ち物】 ・「支給認定証」	
		児童の親が亡くなった場合	各種届出がありますので、福祉係へお問い合わせください。（054-385－7790）	
	4 番 窓 口 （ 高 齢 者 ）	高齢者福祉サービス、紙おむつ支給、配食型見守りサービス、理美容サービス、緊急通報システム等の利用者が亡くなった場合	・持ち物はありません。 ・詳しくは福祉係へお問い合わせください。（054-385－7790）	
		介護保険被保険者証の所有者が亡くなった場合	相続人代表者等が届け出てください。 【持ち物】 ・相続人代表者の「預金通帳」 ・「介護保険被保険者証」 ・「介護保険負担割合証」	

ご来庁の際は、蒲原支所1階【手続きサポート窓口】へ4時までにお越しください

～ご遺族の負担を軽減できるよう、必要書類を一括で作成するなど、ひとつの窓口でまとめてサポートします～□

受付時間：午前9時～12時、午後1時～4時
所要時間：1時間程度

死亡届提出後に必要な手続き

令和7年2月 蒲原市民センター版

担当	窓口	申請が必要な場合	申請方法など	処理確認
1 階 清水福祉事務所 蒲原出張所 福祉係 TEL054－ 385－7790	4 番 窓 口 （ 障 が い 者 ）	身体障害者手帳の 所持者が亡くなった場 合	家族または親族が届け出てください。 【持ち物】 ・「身体障害者手帳」 ・「タクシー券」(支給を受けている場合) ・「紙おむつ券」(支給を受けている場合) ・未使用の「日常生活用具費助成券」(支給を受けている場合) ・未使用の「補装具費支給券」(支給を受けている場合)	
		療育手帳手帳の 所持者が亡くなった場 合	家族または親族が届け出てください。 【持ち物】 ・「療育手帳」 ・「タクシー券」(支給を受けている場合) ・「紙おむつ券」(支給を受けている場合) ・未使用の「日常生活用具費助成券」(支給を受けている場合)	
		精神障害者 (保健福祉手帳 ・自立支援医療)の 該当者が亡くなった場 合	家族または親族が届け出てください。 【持ち物】 ・「精神障害者保健福祉手帳」 ・「自立支援医療受給者証」	
		特別児童扶養手当、 重度心身障害児扶養手 当、 特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当 の受給者が亡くなった場 合	家族または親族が届け出てください。 【持ち物】 ・法定相続人の「預金通帳」 ・「手当証書」(特別児童扶養手当の受給者に限る。)	
		重度心身障害者医療 費助成の 受給者が亡くなった場 合	家族または親族が届け出てください。 【持ち物】 ・「重度心身障害者医療費助成受給者証」 ・法定相続人の「預金通帳」	
		精神障害者医療費助 成 の受給者が亡くなった 場合	各種届出がありますので、福祉係へお問い合わせください。(054-385-7790)	
		障害福祉サービスの 受給者が亡くなった場 合	家族または親族が届け出てください。 【持ち物】 ・「障害福祉サービス受給者証」(施設入所の障害児および精神障害者分は 除く)	
		心身障害者扶養共済 制度の 加入者が亡くなった場 合	家族または親族が届け出てください。 【持ち物】 ・「加入証書」 ・「死亡診断書」 ・「住民票」(死亡の旨が記載されているもの) ・障がい者本人または年金管理者の「預金通帳」	
2 階 清水区役所 蒲原支所 地域振興係 TEL054－ 385－7730	5 番 窓 口	犬の飼い主として登録 している方が亡くなった 場合	・下記担当へ届け出てください。(電話連絡可) 清水区蒲原新田1丁目21番1号 蒲原支所 地域振興係 TEL:054-385-7730 ※犬が死亡した場合も連絡してください。	